

特定非営利活動法人 埼玉県消費者被害をなくす会 御中

ご回答書

2025 年 4 月 11 日
株式会社ファーマフーズ
通販事業部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴会より 2025 年 3 月 25 日付の申入書を拝受いたしました。ご記載いただきました当社の発毛促進剤 ニューZ（以下、ニューZ）の広告に関する事項につきまして、以下の通りご回答いたします。なお、担当部署は通販事業部となりますので、今後は当社通販事業部宛にご連絡ください。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「使用前後画像」について

ご提示いただいた画像はニューZの使用によるものであり、画像加工等も行っておりません。ご要請いただいた各画像の撮影年月日及び、オリジナル画像に関しては別添にて同封させていただきます。

「個人差があります。」という表記の文字サイズが小さいという点に関しては、公正取引委員会事務総局による報告書「見にくい表示に関する実態調査報告書―打消し表示の在り方を中心に―」において打消し表示は8ptが一般とされていることから、同表記も8pt以上で記載するようにしており、現状でも適正な表示になっているものと考えております。また、同表記は画像が示す内容自体を打ち消すものではなく、全体の表示からして一例であることも明らかであることから、現状のままでも特段問題はないものと判断しております。しかしながら、貴会からのご意見を踏まえ、より分かりやすい表示にするという観点から、該当箇所に関してはもう少し大きな文字で表記するよう修正致します。

2. 「体験談」について

「てっぺんの地肌が見えにくくなってる!」「髪が太くなって分厚くなってきました。」といった記載内容は、第三者が本商品を使用した結果に対する実際の証言内容です。

当社が感想を依頼したものであることの表記に関しては、前出の「見にくい表示に関する実態調査報告書―打消し表示の在り方を中心に―」を参考に、8pt以上でコメントの直下に記載しており、適正な表示になっているものと考えております。その上、同表記が記載

内容を打ち消す性質の内容でもないことから（感想や広告掲載には、企業が要請し許諾を得るのが通常であるところ、その事実を念のため記載しているにすぎません）、現状の表記で十分と考えます。

また、続けていきたい理由が「使用感が良い」「塗り心地もさっぱり」といったものでは不適切とのことですが、お客様のニーズとして塗布剤の商品選択においては「使用感」も重要な意味を持ちます。「使用感が悪い」「塗り心地がべたべたして気持ち悪い」といったものでは、続けていきたいとは思わないのが通常であると考えられます。続けていきたい理由に使用感を挙げることは自然なことであり、適切な記載内容であると判断しております。

以上

株式会社ファーマフーズ 通販事業部

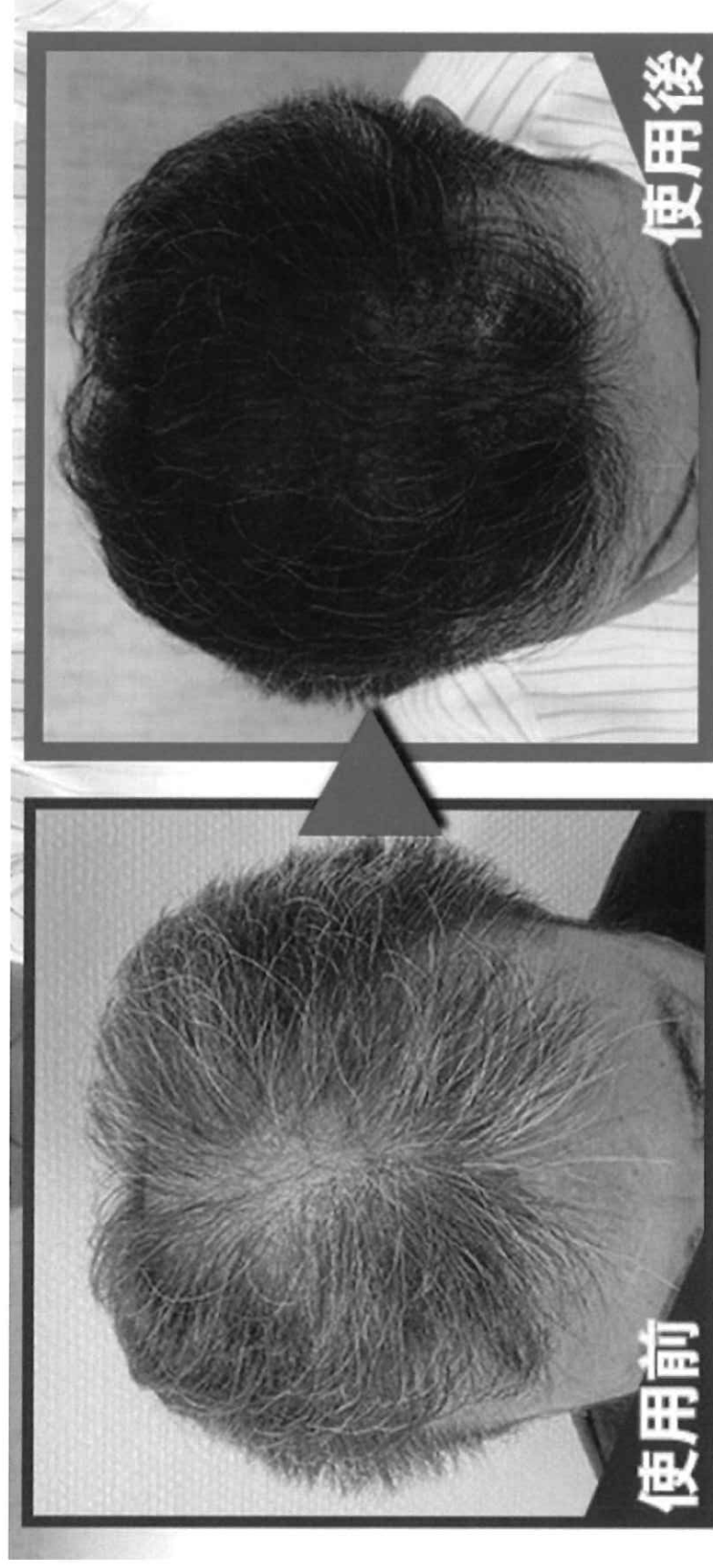
受付担当： 

〒615-8245 京都府京都市西京区御陵大原 1 番地 49

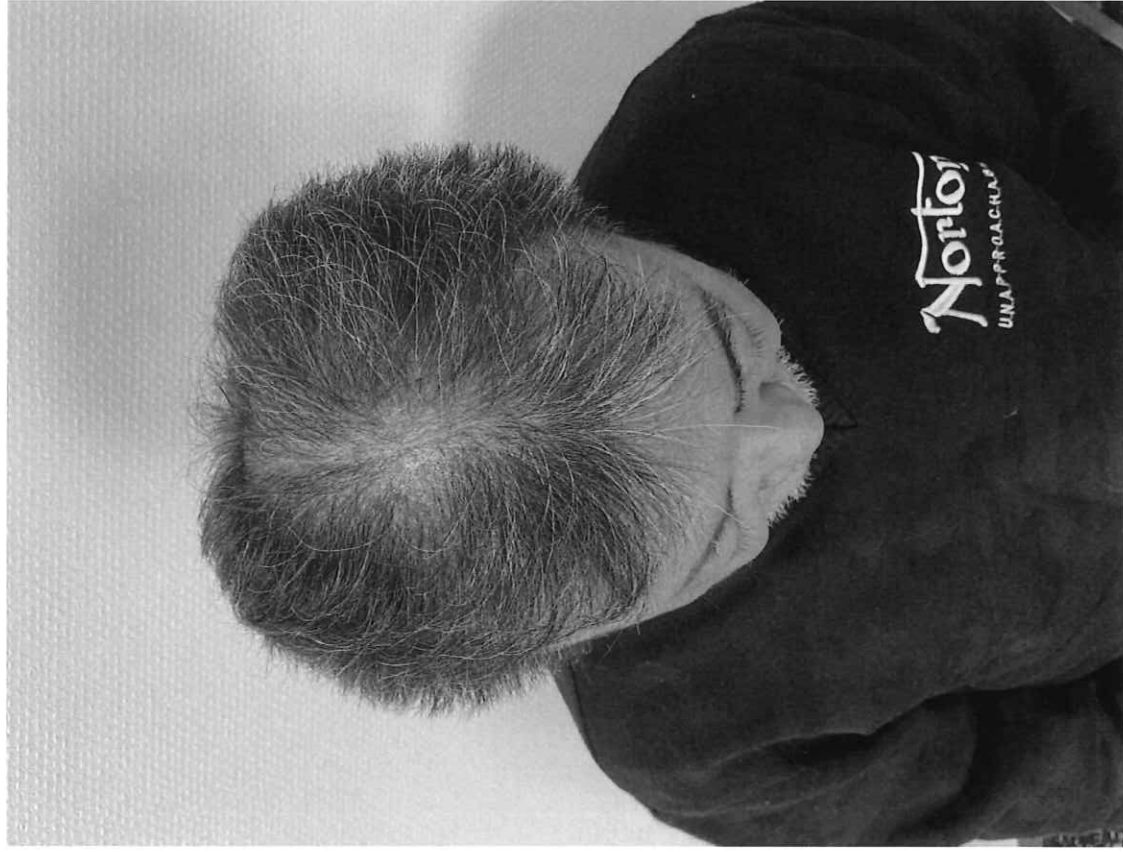
TEL:075-323-7170

FAX : 075-394-0099

橋本様 WEB掲載画像



撮影日：2022年11月9日
画像原本



撮影日：2023年3月14日
画像原本



武藤様 WEB掲載画像

使用前



使用後



撮影日：2024年3月12日
画像原本



撮影日：2024年4月7日
画像原本

